

# 広島県 青少年の健全な 育成を図るための措置等

## 第21条 青少年に対する 指導等の措置

青少年(18歳未満の者)の育成に携わる者は、暴力団排除の重要性を認識して、青少年が暴力団に加入したり被害を受けたりしないよう地域・職場等で指導、助言等の措置をとるよう努めなければなりません。

## 第23条 禁止行為に対する措置

- 1.公安委員会は、第22条に違反する疑いのある暴力団員及びその関係者に対し、説明又は資料の提出を求められることができます。
- 2.公安委員会は、第22条に違反をした暴力団員に対し、当該行為を中止することを命ずることができます。

①違反に対しては中止命令を発出!

②中止命令違反に対しては罰則を適用

## 第22条 暴力団員による禁止行為

暴力団員は、正当な理由がある場合を除き、自己が活動の拠点とする暴力団事務所に青少年を立ち入らせてはけません。

## 第24条 暴力団事務所の開設 及び運営の禁止

学校等の敷地の周囲二百メートルの区域内で暴力団事務所を開設又は運営してはけません。(既存の事務所等は適用外)

### 学校等とは

- 小学校、中学校、高等学校、専修学校(学校教育法)
- 児童福祉施設、児童相談所(児童福祉法)
- 図書館(図書館法)
- 博物館(博物館法)
- 公民館(社会教育法)
- その他公安委員会規則で定めるもの(平和記念公園)

①違反に対しては罰則を適用

②団体や団体の代表者にも罰則を適用

## 賛助会員を募集しています

多くの方の入会をお待ちしています。

(公財)暴力追放広島県会議では、企業、団体など、県民総ぐるみの暴力団追放運動を展開するため、県民会議の行う各種事業にご賛同、ご支援をいただき賛助会員を募集しています。

**会費** 法人1口(年額1万円)以上、個人1口(年額5,000円)以上  
会費を納入された方には、税法上の優遇措置が受けられる証明書を発行いたします。

**特典** 「賛助会員の証」(宣言文)のほか、暴力団等に関する情報等を随時提供いたします。

**入会手続き** 「入会申込書」をお送りします。詳しくは事務局へ。

(公財)暴力追放広島県会議事務局 広島市中区基町10番52号 広島県庁南館1階  
TEL082-511-0110 FAX082-511-0111 [ホームページ](#) [暴力追放 広島 検索](#)

平成23年  
4月1日施行

# 広島県暴力団排除条例

平成23年  
10月1日施行

# 東広島市暴力団排除条例

この条例は県・市、事業者、地域住民が力を合わせて  
地域の経済や生活の場から暴力団を排除し、  
安全で平穏な地域を確立するために制定されました。



## この条例は、地域から暴力団を排除するため

- 県・市、事業者、地域住民の方々の役割
- 利益供与など暴力団と不適切な関係にある個人・事業者について調査、勧告を経て公表
- 入札参加資格業者等が暴力団排除に関する禁止事項に該当する場合は、知事へ通報
- 青少年の健全な育成を図るための措置

等について定めています。

くふうに  
満ちてる  
東広島

◆東広島警察署 東広島市西条昭和町4番11号 TEL082-422-0110  
◆東広島市総務部危機管理課 東広島市西条栄町8番29号 TEL082-420-0400

東広島警察署・東広島市

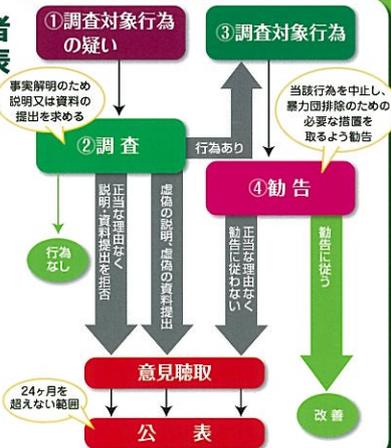
# 広島県の条例

## 第19条 利益供与等を行った者等に係る調査、勧告及び公表

公安委員会は、調査対象行為の疑いがある場合、関係者に対して説明又は資料の提出を求めることができます。

### 調査・勧告・公表の対象となる行為

- ・第10条第1項(暴力団、暴力団員への利益供与)
- ・第10条第2項(他人に暴力団員等に対する利益供与を要求すること)
- ・第11条第1項、2項(暴力団員利用行為、事業への暴力団員従事)
- ・第13条第2項(暴力団の活動助長、又は運営に資することを knowing の契約)
- ・第14条第2項(暴力団事務所に使用されることを knowing の不動産の譲渡等)
- ・第15条第2項(暴力団事務所に使用されることを knowing の不動産契約の代理・媒介)
- ・第16条(暴力団の活動を助長することになる契約等の要求の禁止)



# 東広島市の条例

## 第11条 祭礼等からの暴力団の排除



- 祭礼、花火大会、興行その他の公共の場所に多数人が特定の目的のために一時的に集合するような行事の主催者又はその運営に携わる者は、次に掲げる行為をしてはいけません。
  - ・祭などの行事に関し、暴力団を利用すること。
  - ・祭などの行事において、みこし等の運行に参加しようとする者が暴力団員等であることを知りながら、参加させること。
  - ・祭などの行事において、露店を出そうとする者が暴力団員等であることを知りながら、露店を出させること。
  - ・祭などの行事の運営に関与しようとする者が暴力団員等であることを知りながら、関与させること。

- 行事主催者等は、祭などの行事からの暴力団排除のために必要な措置をとらなければいけません。
- 市は、祭などの行事主催者等に対し、情報の提供など必要な支援を行うものとします。

# 禁止となる行為

## 利益の供与・要求の禁止

- 何人も、情を知って、暴力団、暴力団員等又はこれらの者が指定した者に対し、暴力団の活動を助長し又は暴力団の運営に資することとなる金品や財産上の利益の供与をしてはいけません。(法令上の義務、情を知らないでした契約に係る債務の履行としてする場合その他正当な理由がある場合を除く。)

広島県第10条 東広島市第8条

- 暴力団員等は、他人に対し、前項に違反する行為をするよう要求してはいけません。 広島県第10条

### 対象行為に対しては調査・勧告・公表(県条例)

みかじめ料を要求する行為

用心棒料等を要求する行為



## 暴力団利用行為等の禁止

- 何人も、自己若しくは第三者の不当な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的で、暴力団の威力を利用してはいけません。 広島県第11条 東広島市第9条
- 事業者は、その行う事業に関し、暴力団の威力を利用する目的で、暴力団員等を従事させてはいけません。 広島県第11条 東広島市第9条

広島県第11条 東広島市第9条

### 対象行為に対しては調査・勧告・公表(県条例)

交通事故等の示談に介入し、金品等を要求する行為

不当な地上げをする行為



## 暴力団の活動を助長する契約の禁止

- 何人も、締結しようとする契約が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを knowing して、契約を締結してはいけません。(法令上の義務、情を知らないでした契約の履行の場合その他正当な理由がある場合等はこの限りではありません。) 広島県第13条 東広島市第10条
- 暴力団員等は、他人に対し、第13条に違反する行為をするよう要求してはいけません。 広島県第16条

### 対象行為に対しては調査・勧告・公表(県条例)

不当な株式の買取り等を要求する行為

寄附金や貸付金等を要求する行為

